

**電子納品に関する手引き**  
**【土木業務編】**

令和6年4月改定

札幌市

## 1 電子納品に関する手引き【土木業務編】の位置付け

「電子納品に関する手引き【土木業務編】」（以下、「手引き」という）は、札幌市が発注する業務における業務成果品等を電子納品する際に、円滑に実施できるよう適用する基準を示し、かつ運用上の注意点を示したものである。

## 2 適用する業務

本手引きは、札幌市における土木設計業務、測量業務、地質・土質調査業務に適用する。  
（特記仕様書記載例）

1 電子納品を行う場合は、「電子納品に関する手引き【土木業務編】」に基づいて行うものとする。
--

## 3 適用する基準

土木業務における電子納品については、国土交通省が策定した電子納品に関する基準類（以下「国土交通省基準」という）の適用を基本とする。なお、国土交通省基準とは「土木設計業務等の電子納品要領」（以下、「要領」という）、「電子納品運用ガイドライン【業務編】」（以下、「ガイドライン」という）等であり、契約締結時の最新版を適用する。

国土交通省の電子納品に関する最新の情報については、「電子納品に関する要領・基準」Web サイト（以下、「電子納品 Web サイト」という。）を確認すること。（国土交通省「電子納品 Web サイト」<https://www.cals-ed.go.jp/>）

また、電子納品 Web サイトの「Q&A」のページには、これまでに寄せられた電子納品に関する問い合わせと回答が掲載されているので併せて確認すること。

「要領」は、設計仕様書等の契約図書に規定される成果品を電子成果品として納品する場合における電子データの使用を定めたものである。具体的な運用方法は、「ガイドライン」による。

「ガイドライン」は、「要領」に従い電子的手段により引き渡される成果品を作成するにあたり、委託者と受託者が留意すべき事項等を示したものである。

## 4 運用上の注意点

- ・特記仕様書、札幌市要領等に電子納品について記載がある場合は、特記仕様書、札幌市要領等を優先する。
- ・各業務等における電子納品の取扱いは受委託者間で協議・確認する。なお、協議・確認は、国土交通省の「電子納品事前協議チェックシート（調査設計業務用）」、「CAD データ事前協議チェックシート」、「CAD データ成果品チェックシート」を参考とし、該当しない項目は修正または省略する。
- ・電子データを電子媒体（CD-R、DVD-R 等）で提出する場合、原則正副 2 部提出する。
- ・「国土交通省基準」及び設計図書に記載されていない書類を電子納品の対象とする場合は、

受委託者間で打合せ簿等により協議を行うこと。

・業務履行中の電子データの取扱いや電子成果品の保管管理について、委託者は「札幌市情報セキュリティポリシー」に則って行うこと。その際、受託者へ求める対策等がある場合は、設計図書等により明示すること。

作成：平成 31 年（2019 年）3 月

改定：令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

発行：札幌市財政局管財部 工事管理室

Tel 011-211-2462、Fax 011-218-5135